

人材紹介において、乙が甲に紹介して甲が採用した人材が、
本人の責による解雇、若しくは、自己都合により退職した場合、
乙は、下記月数、及び比率により紹介手数料を甲に返還するものとする。
なお、返還期日は、候補者の退職日より1ヶ月以内とする。

1ヶ月以内の退職	紹介手数料の	80%
2ヶ月以内の退職	紹介手数料の	50%
3ヶ月以内の退職	紹介手数料の	20%